

支援概要(廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業)

- 観光振興を通じた地域活性化に向けては、地方温泉街などの観光の中心地に残る(かつての団体旅行向けの)規模の大きな廃屋の再生が進みにくいといった課題がある。
- このような課題に対処するため、新たな宿泊施設等の再生が見込まれる場合に、
 - ①廃屋の撤去・減築に要する費用、②相乗効果を生む周辺事業に要する費用について支援を行う。

＜支援の対象となる廃屋等＞ ※いずれも、地方温泉地等の観光の中心地に所在することが必要

- ①規模の大きな廃屋(従前用途は問わない)
- ✓ 延べ床面積が概ね2,500㎡以上であること
 - ✓ 使用が停止され、概ね5年以上経過していること

又は

- ②既に廃屋の撤去等が行われた土地
- ✓ 自治体による廃屋撤去等が行われたものであること
 - ✓ 撤去等が行われ、概ね5年以内であること

＜支援の流れ＞ ※エリア再生計画の策定を通じ、廃屋再生を契機としたエリアの活性化を支援

第1・2次支援全体の補助上限は6億円

「エリア再生計画」の策定

「エリア再生計画」に基づく、
廃屋の撤去、宿泊施設等の再生・周辺事業の実施

※後継施設は観光施設であることが必要

1次支援

補助対象

- ・エリア再生計画策定費
- ・廃屋の構造調査費 など

補助要件

- ・後継事業者の見通し
- ・廃屋等の権利取得の調整の見通し
- ・エリア再生協議会の設置 等

補助率 2/3

2次支援

補助対象

- ・廃屋の撤去・減築費(補助率2/3) ※上記②の場合は対象外
- ・周辺事業に要する費用(補助率 1/2 又は 2/3(コア周辺事業))

補助要件

- ・エリア再生計画に基づく事業であること
- ・後継事業者が決定していること
- ・権利取得の調整がついていること
- ・周辺事業については、再生施設の竣工後2年までを支援 など